

債権譲渡契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）及び株式会社△△△△（以下「乙」という）は、下記の通り、債権譲渡契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、本日、甲が株式会社□□□□（以下「丙」という）に対して有する下記売買取代金債権（以下「譲渡債権」という）を金〇〇万円で購入する。

記

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 売買契約日 | 平成〇年〇月〇日 |
| (2) 売買商品 | ノートパソコン「〇〇〇〇」5台 |
| (3) 丙への納品日 | 平成〇年〇月〇日 |
| (4) 売買取代金 | 金〇〇万円 |
| (5) 支払期限 | 平成〇年〇月〇日 |

第2条 乙は、甲に対し、前条の譲渡価格金〇〇万円を、平成〇年〇月〇日限り、甲が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条 甲は、譲渡債権につき、丙より甲に対抗できる何らの事由のないことを保証するとともに、譲渡債権のうち金〇〇万円の限度で弁済期における丙の資力を担保する。

第4条 甲は、乙に対し、第2条の譲渡価格の支払いと引き換えに、譲渡債権に係る債権証書等を引き渡す。

第5条 甲は、乙による第2条の譲渡価格の支払後5日以内に、丙に対し、配達証明付内容証明郵便にて債権譲渡通知を送付するものとする。

第6条 甲が本契約上の義務に違反し、または丙が譲渡債権につき前条の通知を受けるまでに甲に対して有していた事由をもって乙に対抗したときは、乙は何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

なお、前記の解除の場合、乙は、解除の日から5日以内に、丙に対し、譲渡債権につき、乙から甲へ譲渡する旨の通知を配達証明付内容証明郵便にて送付するものとする。

第7条 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所又は〇〇簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

コメントの追加 [A1]: 譲渡債権について、債権発生原因となった取引の種類・内容、取引日、取引の相手方、金額、弁済期等を明示して、きちんと特定しましょう。

コメントの追加 [A2]: 譲渡人（甲）が譲受人（乙）に対して担保責任を負うことを前提として、甲の責任範囲を限定する特約です。

コメントの追加 [A3]: 乙が債権譲渡の事実を第三者に対抗するためには、甲から債務者（丙）に対する「確定日付のある債権譲渡通知」が必要となりますので、配達証明付内容証明郵便を利用しましょう。また、債務者（丙）に対する「確定日付のある債権譲渡通知」が先に到達した譲受人の方が優先することになりますので、譲渡人（甲）には早めに通知を送付してもらいましょう。

第8条 本契約に定めのない事項, その他本契約に関して生じた疑義については, 甲及び乙は誠意をもって協議し, 解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため, 本書を3通作成し, 甲, 乙及び丙が各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 住所

氏名

㊞

乙 住所

氏名

㊞